

2005年3月第87卷857号

INTERNATIONAL **REVIEW** of the Red Cross

慣習法



ICRC

目的と範囲

『International Review of the Red Cross』は赤十字国際委員会 (ICRC) の定期刊行物です。その目的は、武力紛争その他の武器を用いた集団的暴力の状況における人道法、政策および行動についての検討を促進することです。人道法に関する専門雑誌として、人道法に関する知識や批判的な分析および同法の発展が深められ、基本的な権利と価値を保護する諸規則の違反を防ぐことに貢献できるよう努めています。本誌は、紛争の原因や特徴に関する分析だけでなく現代の人道的行動に関する議論の場を提供し、それによって、それらに起因する人道上の諸問題をよりはっきりと見通すことを可能にします。また、本誌により、読者の方々は、国際赤十字・赤新月運動、とりわけ赤十字国際委員会 (ICRC) の活動や方針に対する理解を深めることができます。

赤十字国際委員会

赤十字国際委員会 (ICRC) は、公平にして中立、かつ独立した組織であり、戦争や国内紛争の犠牲者の生命と尊厳を保護し、彼らを援助することをその人道的使命としています。ICRC は、紛争状況下において、国際赤十字・赤新月運動によって実施される国際救援活動を指揮し、調整する役割を担います。ICRC はまた、国際人道法および普遍的な人道的諸原則の普及を促進し、強化することによって被害を抑制する活動に取り組んでいます。1863年に設立された ICRC は、国際赤十字・赤新月運動の原点です。

編集長
Toni Pfanner
ICRC

編集委員
Ahmed Abou El-Wafa
Cairo University, Egypt

Daniel Bar-Tal
Tel Aviv University, Israel

Annette Becker
Université Paris X, France

Antônio Cançado Trindade
University of Brasília, Brazil

Marika Fahlen
Ministry for Foreign Affairs, Stockholm,
Sweden

Bernard Haykel
New York University, USA

V. S. Mani
Gujarat Law University, Gandhinagar,
Gujarat, India

Herfried Münkler
Humboldt University, Berlin, Germany

Mona Rishmawi
Office of the United Nations High
Commissioner for Human Rights, Geneva

Elizabeth Salmón Gárate
Pontificia Universidad Católica del Perú,
Lima, Perú

Marco Sassöli
University of Geneva, Switzerland

Michael N. Schmitt
George C. Marshall European Center
for Security Studies, Garmisch
Partenkirchen, Germany

Terence Taylor
International Institute for Strategic
Studies, London/Washington DC, UK/
USA

Bakhtiyar R. Tuzmukhamedov
Diplomatic Academy, Moscow, Russian
Federation

Wen-qi Zhu
Law School, Renmin University of China,
Beijing, People's Republic of China

慣習法

慣習国際人道法 に関する研究： 武力紛争における 法の支配の理解及び 尊重に対する貢献

Jean-Marie Henckaerts*

Jean-Marie Henckaertsは赤十字国際委員会(ICRC)の法務部に所属する法律顧問であり、慣習国際人道法に関する同委員会のプロジェクトを率いる人物である。同氏は近年、Louise Doswald-Beckと共同で2巻から成る慣習国際人道法に関する著作を編集した。同書はケンブリッジ大学出版から刊行されている。

要旨

本稿は、赤十字・赤新月国際会議の要請を受けてICRCが最近実施した慣習国際人道法に関する研究の論拠を説明したものである。本稿では今回の研究調査の方法論、および研究調査がどのように整理されたのかについて述べ、主要な結論をまとめている。なお、本稿はこれらの結論の全概要または分析を提供することを意図したものではない。

.....

はじめに

1949年のジュネーブ諸条約採択後約50年の間に、人類はほぼ全ての大陸において驚くべき数の武力紛争を経験してきた。この間、ジュネーブ諸条約ならびに1977年の追加議定書により、敵対行為に直接参加しない、あるいはもはや直接参加していない者（傷

* 著者は本書の作成に支援を行ってくれたEric Mongelardならびに、深い洞察に満ちた意見を与えてくれたLouise Doswald-Beck及び法務部の同僚に感謝の意を表する。本書における見解は著者本人の見解であり、赤十字国際委員会の見解を必ずしも反映させたものではない。

病者、難船者、武力紛争に関する理由により自由を奪われた人々、文民) に対しては法的保護が与えられてきた。それでもなお、これらの条約の違反は幾度にもわたって発生し、結果として、国際人道法がより尊重されていたならば避けられたであろう苦痛や死をもたらしたのである。

一般に、国際人道法違反の原因はその規定の不十分さにあるのではないと考えられている。むしろ、これらの違反は、国際人道法の法規則を尊重する意思の欠如、十分な実施手段の不足、特定の状況における適用の不確実性、政治指導者や指揮官、戦闘員、一般市民の認識不足から生じている。

1993年8月から9月にかけてジュネーブで開催された戦争犠牲者の保護に関する国際会議では、国際人道法違反にいかに取り組みかについてとくに議論が行われたが、新たな条約規定の採択提案には至らなかった。その代わり、全会一致で採択された最終宣言において「人道法のより実効的な実施の必要性」が再確認され、スイス政府に対して「人道法の完全な尊重及び遵守を促進する実際的手段を調査し、諸国家及び赤十字・赤新月国際会議の次回会議に提出する報告書を作成するためのオープンエンドな政府間専門家グループを招集する」旨の要請が行われた¹。

戦争犠牲者の保護に関する政府間専門家グループは1995年1月にジュネーブで会議を開催し、とりわけ国際人道法に対する知識の向上および同法のより実効的な実施につながるであろう予防措置によって、国際人道法の尊重を促進させるための一連の勧告を採択した。同政府間専門家グループは、その勧告Ⅱにおいて、以下のような提案を行なった。

ICRC に対して、様々な地理的領域及び異なる法体系を代表する国際人道法の専門家の援助を受けつつ、かつ各国政府及び国際機関の専門家との協議を行いながら、国際的武力紛争及び非国際的武力紛争に適用可能な国際人道法の慣習法的規則に関する報告書を作成し、同報告書を各国および関係する国際諸機関に配布することを提案する²。

1995年12月、第26回赤十字・赤新月国際会議において同勧告は承認され、ICRC に対して国際的武力紛争及び非国際的武力紛争に適用される国際人道法の慣習法的規則に関する報告書の作成が正式に命じられた³。そしてそれから約10年後の2005年、大

1 International Conference for the Protection of War Victims, Geneva, 30 August–1 September 1993, Final Declaration, *International Review of the Red Cross*, No. 296, 1993, p. 381.

2 Meeting of Intergovernmental Group of Experts for the Protection of War Victims, Geneva, 23–27 January 1995, Recommendation II, *International Review of the Red Cross*, No. 310, 1996, p. 84.

3 26th International Conference of the Red Cross and Red Crescent, Geneva, 3–7 December 1995, Resolution I, International humanitarian law: From law to action; Report on the follow-up to the International Conference for the Protection of War Victims, *International Review of the Red Cross*, No. 310, 1996, p. 58.

規模な調査及び広範囲にわたる専門家との協議を経て、慣習国際人道法に関する研究と称するこの報告書が刊行されるはこびとなったのである⁴。

目的

慣習国際人道法に関する研究の目的は、国際人道条約上の規則の適用に関する諸問題を克服することである。条約上の規則は、戦時において様々な人々に保護を提供し、許容される戦闘の手段および方法を制限するもので、非常に良く整備されており、戦争の多くの側面を網羅している。ジュネーブ諸条約及び追加議定書は、敵対行為に直接参加しない、あるいはもはや直接参加していない人の保護に関する広範な制度を用意している。条約上の規則における戦闘手段及び戦闘方法の規制は1864年のセント・ピートースブルク宣言、1864年及び1907年のハーグ条約、1925年の窒息性ガス・毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における使用の禁止に関するジュネーブ議定書にまで遡り、近年では1972年の生物兵器禁止条約、1977年の追加議定書、1980年の特定通常兵器使用禁止制限条約及びその5つの議定書、1993年の化学兵器禁止条約、1997年の対人地雷禁止条約（オタワ条約）で取り上げられている。武力紛争が発生した場合の文化財の保護については1954年のハーグ条約及びその2つの議定書で詳細な規定が行われている。1998年に成立した国際刑事裁判所規程では、特に同裁判所の管轄権内にある戦争犯罪のリストが定められている。

しかしながら、現在の武力紛争へのこれらの条約の適用には2つの重大な障害があり、慣習国際人道法の研究が何故必要で有益であるかはこれらの障害により説明される。第一の障害は、条約はそれを批准した国のみに適用されるということである。これは、国際人道法の様々な条約の武力紛争への適用は、紛争当事者である国家がどの条約を批准しているかによって左右されることを意味する。1949年のジュネーブ四条約は普遍的に批准されているものの、例えば追加議定書など、その他の人道法の条約についてはそのような状況には無い。第一追加議定書の締約国は160カ国以上にのぼるものの、今日、その効果は限られている。なぜならば、国際的武力紛争に関与する幾つかの国が同議定書を批准していないからである。同様に、160カ国近くの国が第二追加議定書を批准する一方で、非国際的武力紛争が発生している幾つかの国家は同追加議定書を未だ批准していない。これらの非国際的武力紛争においては、いまだ多くの場合、ジュネーブ四条約の共通第3条が、適用される唯一の人道法条約規定となっている。これらのことから、本研究の第一の目的は、国際人道法のどの規則が慣習国際法であり、それ故に同一または類似の規則を定める条約の批准の如何に係らず紛争当事者全員に適用されるかを判断することで

4 Jean-Marie Henckaerts and Louise Doswald-Beck, *Customary International Humanitarian Law*, 2 volumes, Volume I, Rules, Volume II (2 Parts), Cambridge University Press, 2005.

あった。

第二に、人道法条約では今日の武力紛争、つまり非国際的な武力紛争の大部分について詳細にわたる規定が定められていないことが挙げられる。これは非国際的な武力紛争を対象とした条約規則の数が国際的な紛争と比較してかなり少ないからである。非国際的武力紛争については、改正特定通常兵器使用禁止制限条約、国際刑事裁判所規程、対地雷禁止条約（オタワ条約）、文化財保護に関するハーグ条約及び第2議定書、ジュネーブ四条約共通第3条など限られた数の条約のみが適用されるにとどまっている。

第一追加議定書では80以上の条項が定められているのに対して、第二追加議定書で定められている条項数は実質15にすぎないが、これは数のみの問題ではない。この数における差は国際的武力紛争と非国際的武力紛争との間における条約規則による規定、とりわけ詳細な規則及び定義に著しい格差があることを示しているのである。このことから、本研究の第二の目的は、慣習国際法が条約規則よりも詳細に非国際的武力紛争を規定するか否かを見極め、もしそうであるならばその程度がいかほどであるかを判断することである。

方法論

国際司法裁判所規程は慣習国際法を「法として認められた一般慣行」とであると定めている⁵。慣習国際法の規則が存在するには、国家慣行（*usus*）ならびに、規則の性質によりかかる慣行が法として要求、禁止、許可されるという確信（*opinio juris sive necessitatis*）の2つの要素が必要であることが広く合意されている。国際司法裁判所は大陸棚事件において「慣習国際法については実際的な国家慣行と国家による法的確信（*opinio juris*）がまず求められることが当然ながら自明である。」と述べている⁶。これらの2つの要素の正確な意味及び内容は多くの学術的著述で取り上げられている。一般慣習国際法の規則が存在するか否かを判断するために本研究で用いたアプローチは、国際司法裁判所が特に北海大陸棚事件（North Sea Continental Shelf cases）で示した伝統的なものである⁷。

国家慣行

国家慣行は、どのような慣行が慣習国際法の生成に寄与するのか（国家慣行の選択）ならびに、その慣行により慣習国際法の規則が確立するのか（国家慣行の評価）という2つの角度から見なければならない。

5 国際司法裁判所規程第38条1項(b)

6 International Court of Justice, *Continental Shelf case (Libyan Arab Jamahiriya v. Malta)*, Judgment, 3 June 1985, ICJ Reports 1985, pp. 29–30, § 27.

7 International Court of Justice, *North Sea Continental Shelf case*, Judgment, 20 February 1969, ICJ Reports 1969, p. 3.

国家慣行の選択

国家の物理的行為及び言語的行為はいずれも慣習国際法の生成に寄与する慣行を構成する。物理的行為には例えば戦場における行動、特定兵器の使用、様々なカテゴリーの人々に与えられる待遇などが含まれ、言語行為には軍事マニュアル、国家の法令、国の判例法、軍隊及び治安部隊への指令、戦時における軍事コミュニケ、外交上の抗議、公の法律顧問の意見、条約草案に関する政府のコメント、行政決定及び行政規則、国際法廷における訴答、国際フォーラムにおける声明、国際組織が採択した決議に関する政府の見解などが含まれる。これらの例から、国家の行政機関、立法機関、司法機関が慣習国際法の形成に寄与することができることが分かる。

国際機関または国際会議における交渉及び決議の採択は、投票の説明とあわせ、関係する国家の行為である。僅かな例外を伴うものの、決議は通常それ自体によって法的拘束力を有するものではないため、慣習国際法規則の形成の評価における特定決議の重要性はその内容、受容度、関連の国家慣行との一貫性によって決定される⁸。決議への支持が高いほど、その決議の重要性は増すこととなる。

国際裁判所の判決は国際法の補助的な法源であるものの⁹、国家慣行を構成しない。これは、国際裁判所が国家の国内裁判所と異なり国家機関ではないからである。それでもなお、慣習国際法の規則が存在する旨の国際裁判所の裁定はその趣旨において説得力のある証拠となるため、国際裁判所の判決は重要である。また、国際裁判所による判決は判例としての価値を有するため、国際裁判所は今後の国家慣行及び国際機関による慣行に影響を与えることによって慣習国際法の規則の出現に寄与することもできる。

行動規範や国際人道法の特定規則の遵守の約束、及びその他の発言などの反政府武装集団の慣行はそれ自体として国家慣行を構成するものではない。かかる慣行は、非国際的武力紛争における特定の規則を容認する証拠を含む場合があるものの、その法的重要性は不明確であり、その結果、慣習国際法の存在を証明するにあたって信頼できるものではない。このような慣行の例は本研究報告書第Ⅱ巻の「その他の慣行」に列挙されている。

国家慣行の評価

国家慣行については、慣習国際法の規則の成立に十分な「濃さ (dense)」を有しているかどうかを評価するための検討が行われなければならない¹⁰。慣習国際法の規則を成立

8 これらの条件の重要性は、国際司法裁判所の「核兵器による威嚇または核兵器使用の合法性」に関する勧告的意見（1996年7月8日）の中で強調されている。International Court of Justice, *Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons*, Advisory Opinion, 8 July 1996, *ICJ Reports 1996*, pp. 254-255, § § 70-73.

9 国際司法裁判所規程第38条第1項(d)

10 本文脈における「濃さ(dense)」という表現の出展は Sir Humphrey Waldock, “General Course on Public International Law”, *Collected Course of the Hague Academy of International Law*, Vol. 106, 1962, p. 44 である。

させるためには、国家慣行が実質的に一貫しており、広範かつ代表的なものでなければならない¹¹。この意味について更に詳しく見ていきたい。

まず、国家慣行により慣習国際法の規則を成立させるには、国家慣行が実質的に一貫していなければならない。国家間で実質上異なる行為が採用されていることがあってはならないのである。国際司法裁判所の判例では、一見して当該の慣行の均一性を損なうと思われる相容れない慣行は、他の国家から非難を受けたり、政府自体により否定されたりするかぎりにおいて慣習国際法の規則の形成を妨げないとされている。このような非難または否定により当該の規則の確認が実際に行われる¹²。

これは特に、規則を裏付ける国家慣行の証拠が数多く存在する一方で、当該規則の違反が繰り返される国際人道法の規則の数々に関連している。違反に対して関係当事者による釈明または正当化或いは他国による非難が行われた場合、それらの違反は当該規則の存在を否定する性質のものではない。既存の慣習国際法の規則の変更を希望する国は、それらの国の公の慣行を通じて変更を行わなければならないと、また当然の権利としての行動であることを主張しなければならない。

次に、一般的な慣習国際法の規則が成立するには、当該の国家慣行が広範かつ代表的でなければならない。これについては、かかる国家慣行は普遍的なものである必要はなく、「一般的な」慣行であるということだけで十分である¹³。正確な国数または割合は必要ではない。求められる参加程度に関する正確な数字を示すことが不可能である理由の一つとして、判断基準が量的なものというよりは、むしろ質的な意味合いのものであるということがある。つまり、慣行に参加している国の数ということにとどまらず、どの国が参加しているかも問われるのである¹⁴。北海大陸棚事件において国際司法裁判所は、慣行には「自国の利害が特に影響を受ける国々の慣行が含まれ」ていなければならないとしている¹⁵。

この考えは、(1) 慣行が「特に影響を受ける国々」の全体に及ぶ場合、大多数の国々が積極的に参加することが不可欠とはならず、大多数の国々は「特に影響を受ける国々」の慣行に従わなければならない、(2) 「特に影響を受ける国々」が慣行を受け入れない場合、その慣行は、全員の合意が上述のとおり不要である場合でも慣習国際法の規則になるには至らない、という2点を暗示している¹⁶。国際人道法に従って誰が「特に影響を受ける」かは状況によって異なり、例えば人を失明させるレーザー兵器の使用の合法性に関する場

11 International Court of Justice, *North Sea Continental Shelf case*, *op. cit.* (note 7), p. 43, § 74.

12 International Court of Justice, *Case concerning Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua v. United States)*, Merits, Judgment, 27 June 1986, *ICJ Reports 1986*, p. 98, § 186.

13 International Law Association, Final Report of the Committee on the Formation of Customary (General) International Law, Report of the Sixty-Ninth Conference, London, 2000, Principle 14, p. 734. (以下「ILA Report」という)

14 *Ibid.*, commentary (d) and (e) to Principle 14, pp. 736-737.

15 International Court of Justice, *North Sea Continental Shelf case*, *op. cit.* (note 7), p. 43, § 74.

16 ILA Report, *op. cit.* (note 13), commentary (e) to Principle 14, p. 737.

合、他国がその使用により被害を受ける可能性があるにもかかわらず、「特に影響を受ける国」はこれらの兵器の開発に携わったとされる国々などとなる。同様に、国民が人道援助を必要としている国々は、同援助を頻繁に提供する国々と同じく「特に影響を受ける」国々となる。国際人道法の如何なる規則に関しても、武力紛争に参加した国々は、特定の規則に関するそれらの国々の慣行が当該武力紛争に関連する場合は「特に影響を受ける」こととなる。国際人道法の特定の分野において特に影響を受ける国々がある場合でも、あらゆる国が紛争当事者でないにもかかわらず他国に国際人道法を尊重することを求める法的権利を有するのは事実である¹⁷。これに加え、あらゆる国は他国が採用する紛争の手段または方法の被害を受けるおそれがある。このため、「特に影響を受ける」か否かを問わず、全ての国の慣行を検討しなければならないのである。

本研究においては、国際人道法の慣習規則に関して「一貫した反対国」となることは法的に可能であるか否かについての考察は行っていない。規則が強行規範である場合は一貫した反対国となるのは不可能であると多くのコメンテータが信ずるに至っている一方で、一貫した反対国という概念全体の継続的有効性を疑う人々もいる¹⁸。仮に「一貫した反対国」は法的に可能であると認める場合、その国は新たな規範が成立する際にその成立に反対を唱えたはずであるし、その後も一貫してそれに反対し続けることとなり、「後続的な反対国」となるのは不可能である¹⁹。

慣習国際法の規則が成立するには通常時間がかかるものであるが、決まった時間の枠は存在しない。むしろ、均一性、範囲、代表性について十分な濃さを有する慣行の累積が決定的要因となるのである²⁰。

法的確信

慣習国際法の規則の存在を成立させる上での要件である法的確信は、特定の慣行が「当然の権利として」実行されるという法律上の確信を意味する。慣行の様式及び法的確信の表現様式は、当該の規則が禁止、義務あるいは特定の方法の行為をとる権利を定めているかどうかにより大きく異なる。

本研究を実施する中で、慣行の要素と法的確信の要素を厳格に分離させることは非常に困難であり、概して理論的なものであることが証明された。同一の行為はしばしば慣行と法的確信の両者を反映しているのである。国際法協会 (International Law Association) が指摘するとおり、国際司法裁判所は「同一の行為が両者を示すことが不可能であるとは実

17 *Customary International Humanitarian law, op. cit.* (note 4), Vol. I, commentary to Rule 144 を参照。

18 本問題の詳細な論議については、Maurice H. Mendelson, “The Formation of Customary International Law”, *Collected Courses of the Hague Academy of International Law*, Vol. 272, 1998, pp. 227-244 を参照。

19 ILA Report, *op. cit.* (note 13), commentary (b) to Principle 15, p. 738.

20 *Ibid.*, commentary (b) to Principle 12, p. 731.

際にはっきりと言ってはいない。それは慣習法には個別要素が存在する（とされる）ためである。実際、2つの要素を分離させることはしばしば困難であり、不可能とも言える²¹。」と述べている。軍事マニュアルなどの言語行為は国家慣行とみなされ、当事者である国家の法的確信を同時に反映していることがしばしばあることから、上記はとりわけ確かである。

十分な濃さを有する慣行がある場合、法的確信は一般的に慣行の範囲内に収まるため、通常において法的確信の存在を分離して表示する必要はない。しかしながら、慣行が曖昧である場合、法的確信はその慣行が慣習の形成に考慮されるか否かを判断する上で重要な役割を果たすこととなる。これは不作為の場合によく見られることであり、国家が行動または反応をしないもののその理由が不明瞭である場合がそれにあたる。このような場合、国際司法裁判所及びその前身である常設国際司法裁判所は、曖昧な慣行の事例が慣習国際法の成立に考慮されるか否かを判断するために法的確信を分離した存在として確立しようとした²²。

国際人道法の分野では、一定の行為を差し控えることを要求する規則が多数あるが、こうした不作為は、法的確信の評価にあたって特別の問題を生起せしめる。何故ならば、行為を差し控えたことが偶然ではなく、正当な期待に基づくことを証明しなければならないからである。このような不作為の要求が国際文書及び公式声明に示されている場合、当該行為を差し控える法的要求の存在を証明することは通常可能である。また、このような不作為は問題の行動が何らかの物議を醸し出した後に起こることがあるが、これも行為を差し控えたことが偶然ではないことを証明する助けとなる。しかし、こうした不作為が法的義務の観念から行なわれたことを証明することは必ずしも容易ではない。

条約規則の影響

条約は、国家が特定の国際法の規則をどのように捉えているかを明らかにする助けとなるものであるため、慣習国際法の存在の判断にも関連している。このため本研究には、批准の際の条約留保及び解釈宣言を含めた条約の批准、解釈、実行が含まれている。北海大陸棚事件において国際司法裁判所は、条約の批准の度合いは慣習国際法の評価に関連があると明確に考えた。この事件において、裁判所は、特に条約以外の慣行が相反す

21 *Ibid.*, p. 718, § 10(c). 本問題の詳細な分析については、Peter haggemacher, “La doctrine des deux éléments du droit coutumier dans la pratique de la Cour internationale”, *Revue générale de droit international public*, Vol. 90, 1986, p. 5 を参照。

22 Permanent Court of International Justice, *Lotus case (France v. Turkey)*, Judgment, 7 September 1927, *PCIJ Ser. A*, No. 10, p. 28 を参照。(国家は、そうすることは禁じられていると感じたため、違法行為をとった外国船の訴追を行わなかったと裁判所は判断した。) ; International Court of Justice, *North Sea Continental Shelf cases*, *op. cit.* (note 7), pp. 43–44, §§ 76–77 (等距離の原則に基づいて自国の大陸棚を区切った諸国家は、義務と感じた故にそれを実施しなかったと裁判所は判断した。) ; ILA Report, *op. cit.* (note 13), Principle 17(iv) and commentary.

るものである場合においては「現在得られている批准数及び加盟数 [39] はかなりの数ではあるが、十分であるとは言いがたい」と述べている²³。逆に、ニカラグア事件では、不干渉の規則の慣習的状况を評価する際に裁判所は国連憲章が普遍的に批准されている事実に多大な重点を置いた²⁴。これは、当該の規則への強い反対の見込みがほとんどないよう、特に影響を受ける国を含めて類似の慣行が十分に存在することを条件に、条約規定が未発効であるにもかかわらず慣習法を反映しているケースでもある²⁵。

実際のところ、条約規範の起草は世界中の法学的見解に注目する助けとなり、国家の後の行動ならびに法的確信に影響を与えることが不可避である。国際司法裁判所は大陸棚事件の判決においてこれを認識し、「多数国間条約は慣習から発生する規則の記録ならびに決定あるいはそれらの規則の実際の実作において果たすべき重要な役割を有する可能性がある」と述べている²⁶。これにより同裁判所は、条約により既存の慣習国際法が成文化されることがあるが、その一方で条約は、条約で定められる規範に基づいて新たな慣習の成立の基盤を築くこともあると確認し、更に「利害への影響を特に受ける国が含まれているならば、条約への非常に広範かつ代表的な参加で十分であるかもしれない。」と述べるに至った²⁷。

本研究では、広範な批准は目安にすぎず、その他の慣行の要素、とりわけ当該の条約の当事者ではない国家の慣行に関連した評価が行われなければならないという慎重なアプローチをとった。当事者ではない国家の一貫した慣行を重要な肯定的証拠として考察し、また、それらの国家の相反する慣行も重要な否定的証拠として考察した。条約の当事者である国家の慣行と当事者ではない国家の慣行との対比もとりわけ重要である。

このように、本研究は国際人道法に関連する条約の当事者ではない国家の慣行に限らなかった。本研究を例えば追加議定書を批准していない 30 あまりの国のみの慣行の考察に限定すると、広範かつ代表的な慣行に基づくという慣習国際法の要件に適合しなくなるおそれがある。このため、慣習法の存在は、本研究報告書の刊行時点において 162 カ国が批准している第一追加議定書及び 157 カ国が批准している第二追加議定書を考慮に入れて評価を実施した。

本研究は国際人道法の各条約規則の慣習的性質を判断しようとするものではなく、その

23 International Court of Justice, *North Sea Continental Shelf cases*, *op. cit.* (note 7), p. 42, § 73.

24 International Court of Justice, *Case concerning Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua* *op. cit.* (note 12), pp. 99–100, § 188. 裁判所の判決におけるもう一つの重要な要素は、広範な承認を得た関連の国連総会決議、特に議決無しで採択された国家間の友好関係に関する決議 2625 (XXV) である。

25 International Court of Justice, *Continental Shelf case*, *op. cit.* (note 6), p. 33, § 34. (国連海洋法条約はまだ施行していないにもかかわらず、排他的経済水域の概念に関する訴訟数は 56 と増加し、特に影響を受ける国が多数になっていることから、同概念は既に慣習国際法となっていると裁判所は考えた。)

26 International Court of Justice, *Continental Shelf case*, *op. cit.* (note 6), pp. 29–30, § 27.

27 International Court of Justice, *North Sea Continental Shelf case*, *op. cit.* (note 7), p. 42, § 73; ILA Report, *op. cit.* (note 13), Principles 20–21, 24, 26, 27, pp. 754–765 も参照。

結果として、既存の条約の構造に必ずしも従ったものではないことを強調しておきたい。本研究はむしろ、どのような慣習国際法の規則が国家慣行を基盤としているかを帰納的に明らかにするための問題を分析しようとしているのである。本研究において選択したアプローチは、慣習的であるか否かを明確にすることを視野に入れて各条約の規定を分析するものではないため、特定の条約規則が本研究において慣習的であるとされていないというだけで、かかる条約規則が慣習的ではないと結論付けることはできない。

本研究の体制

ICRC に委任された指令を実行するための最良の方法を決定するため、著者は国際人道法の学識経験者グループに助言を求め、これらのグループにより本研究の運営委員会が設置された²⁸。1996年6月、運営委員会は行動計画を採択し、翌10月に調査が開始された。調査は国家慣行を反映する国家的及び国際的なソースを利用し、行動計画で定められた下記の6つのパートに焦点をあてて実施した。

- 区別の原則
- 特別な保護を受ける人及び物
- 特定の戦闘方法
- 武器
- 文民及び戦闘外にある者の取り扱い
- 実行

国内機関の調査

個別国家のソースは当該の国内においてより容易に入手することが可能であるため、国内の調査員の協力を仰ぐことが決定された。この目的のために約50カ国(アフリカ9カ国、南北アメリカ11カ国、アジア15カ国、オーストラレーシア1カ国、ヨーロッパ11カ国)において調査員または調査員グループを特定し、各国の慣行に関する報告の作成を依頼した²⁹。国の選定は地理的的代表性ならびに、様々な戦闘方法が用いられた各種の武力紛争に関する最近の経験に基づいて行われた。

28 運営委員会は、Professors Georges Abi-Saab, Salah El-Din Amer, Ove Bring, Eric David, John Dugard, Florentino Feliciano, Horst Fischer, Françoise Hampson, Theodor Meron, Djamchid Momtaz, Milan Šahović, Raúl Emilio Vinuesa で構成された。

29 アフリカ: アルジェリア、アンゴラ、ボツワナ、エジプト、エチオピア、ナイジェリア、ルワンダ、南アフリカ、ジンバブエ; 南北アメリカ: アルゼンチン、ブラジル、カナダ、チリ、コロンビア、キューバ、エルサルバドル、ニカラグア、ペルー、アメリカ合衆国、ウルグアイ; アジア: 中国、インド、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、日本、ヨルダン、韓国、クウェート、レバノン、マレーシア、パキスタン、フィリピン、シリア; オーストラレーシア: オーストラリア; ヨーロッパ: ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ロシア連邦、スペイン、イギリス、ユーゴスラビア

国家慣行に関する報告書で取り上げられていない軍事マニュアル及び国内法令についても調査ならびに収集を実施した。本調査は世界に広がる ICRC の代表部ネットワークの支援を受け、ICRC Advisory Service on International Humanitarian Law が広範囲にわたる国内法令の収集にあたった。

国際機関の調査

6つのチームが国際機関から国家慣行の収集を行い、各チームが本調査の各パートを1つずつ担当した³⁰。これらのチームは国際連合及び、アフリカ連合(旧アフリカ統一機構)、欧州評議会、湾岸協力会議、欧州連合(EU)、アラブ連盟、米州機構、イスラム諸国会議機構、全欧安保協力機構などのその他の国際機関の枠組みにおける慣行を調査した。世界の判例法も、慣習国際法の規則の存在の証拠を示すものについて収集を実施した。

赤十字国際委員会の資料の調査

国内及び国際機関について実施した調査を補完するため、ICRC は約 40 にわたる最近の武力紛争(アフリカ 21、南北アメリカ 2、アジア 8、ヨーロッパ 8)に関する自らの資料について詳しい調査を実施した³¹。紛争の選定は概して、国家慣行に関する報告書で取り上げられていない国家及び紛争についても調査が及ぶように実施された。

国内機関、国際機関、ICRC の 3 つについて調査を行うという長期アプローチの結果、世界中の全地域における慣行が引用された。但し、その性格上、本調査が完全であると言うことは不可能である。現代の慣習国際法を示す結果となるよう、本調査では特に最近の 30 年間の慣行に焦点を当て、現在でもなお今日の意味を帯びている場合は古い慣行の引用も行った。

30 区別の原則：Professor Georges Abi-Saab (報告者) 及び Jean-François Quéguiner (調査担当)；特別な保護を受ける人及び物：Professor Horst Fischer (報告者) 及び Gregor Schotten ならびに Heike Speiker (調査担当)；特定の戦闘方法：Professor Theodor Meron (報告者) 及び Richard Desgagné (調査担当)；兵器：Professor Ove Bring (報告者) 及び Gustaf Lind (調査担当)；文民及び戦闘外にある者の取り扱い：Françoise Hampson (報告者) 及び Camille Giffard (調査担当)；実行：Eric David (報告者) 及び Richard Desgagné (調査担当)

31 アフリカ：アンゴラ、ブルンジ、チャド、チャド-リビア、コンゴ民主共和国、ジブチ、エリトリア-イエメン、エチオピア (1973-1994 年)、リベリア、モザンビーク、ナミビア、ナイジェリア-カメルーン、ルワンダ、セネガル、セネガル-モーリタニア、シエラレオネ、ソマリア、ソマリア-エチオピア、スーダン、ウガンダ、西サハラ；南北アメリカ：グアテマラ、メキシコ；アジア：アフガニスタン、カンボジア、インド (ジャムム-カシミール)、バブアニューギニア、スリランカ、タジキスタン、イエメン、イエメン-エリトリア (アフリカの欄でも取り上げられている)；ヨーロッパ：アルメニア-アゼルバイジャン (ナゴルノ-カラバフ)、キプロス、旧ユーゴスラビア (ユーゴスラビア紛争 (1991-1992 年)、ボスニア・ヘルツェゴビナ紛争 (1992-1996 年)、クロアチア紛争 (クラジナ) (1992-1995 年))、グルジア (アブハジア)、ロシア連邦 (チェチェン)、トルコ

専門家会合

第 1 回目の会合では、ICRC は国際的な調査チームを招聘し、収集した慣行に基づく慣習国際人道法の予備評価を含むエグゼクティブサマリーを作成した。1998 年ジュネーブで開催された 3 つの会議における運営委員会において、このエグゼクティブサマリーに関する協議が行われ、エグゼクティブサマリーの正式な改訂が行われた。また、第 2 回目の会合ではエグゼクティブサマリーが世界中のあらゆる地域から集まった学識経験者及び政府専門家のグループに提出された。これらの専門家は ICRC の招聘を受け、個人の資格で 1999 年にジュネーブで開催された運営委員会との会議に参加し、その会議において収集した慣行の評価を助け、見落としのあった特定の慣行を提示したのであった³²。

報告書の作成

運営委員会による評価は、学識経験者及び政府専門家による検討を受けた後、最終報告書の作成基盤として使用した。本研究報告書の著者は慣行の再検討、慣習の存在の再評価、規則の成立及び順位の再検討を行い、解説の草稿作成を実施した。これらの草案文は運営委員会、学識経験者、政府専門家及び ICRC の法務部に提出され、コメントを求めた。原稿は受領したコメントを考慮に入れて更に書き換えが行われ、仕上げが行われた。

結果概要

共通第 3 条を含むジュネーブ諸条約の規定の大多数は慣習国際法であると考えられる³³。また、ジュネーブ諸条約には 192 国が加入していることから、ジュネーブ諸条約は条約法としてほぼ全ての国家を拘束する。このため、ジュネーブ諸条約の規定の慣習的性質は本研究の対象とはならなかった。本研究ではむしろ、追加議定書や文化財保護に

32 次の学識経験者及び政府専門家が個人の資格で本協議に参加した: Abdallah Ad-Douri (イラク)、Paul Berman (イギリス)、Sadi Çaycı (トルコ)、Michael Cowling (南アフリカ)、Edward Cummings (米国)、Antonio de Icaza (メキシコ)、Yoram Dinstein (イスラエル)、Jean-Michel Favre (フランス)、William Fenrick (カナダ)、Dieter Fleck (ドイツ)、Juan Carlos Gómez Ramírez (コロンビア)、Jamshed A. Hamid (パキスタン)、Arturo Hernández-Basave (メキシコ)、Ibrahim Idriss (エチオピア)、Hassan Kassem Jouni (レバノン)、Kenneth Keith (ニューージーランド)、Githu Muigai (ケニア)、Rein Mullerson (エストニア)、Bara Niang (セネガル)、Mohamed Olwan (ヨルダン)、Raul C. Pangalangan (フィリピン)、Stelios Perrakis (ギリシャ)、Paulo Sergio Pinheiro (ブラジル)、Arpád Prandler (ハンガリー)、Pemmaraju Sreenivasa Rao (インド)、Camilo Reyes Rodriguez (コロンビア)、Itse E. Sagay (ナイジェリア)、Harold Sandoval (コロンビア)、Somboon Sangianbut (タイ)、Marat A. Sarsembayev (カザフスタン)、Muhammad Aziz Shukri (シリア)、Parlaungan Sihombing (インドネシア)、Geoffrey James Skillen (オーストラリア)、Guoshun Sun (中国)、Bakhtyar Tuzmukhamedov (ロシア)、Karol Wolfke (ポーランド)

33 International Court of Justice, *Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons*, *op. cit.* (note 8), pp. 257-258, § § 79 and 82 (ジュネーブ条約について) 及び *Case concerning Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua*, *op. cit.* (note 12), p. 114, § 218. (共通第 3 条について)

関するハーグ条約ならびに兵器の使用に関する数々の特定条約など普遍的に批准されていない条約により規定される諸問題に焦点を当てている。

下記の慣習国際法の規則に関する記述は、何故これらの規則が慣習規則であると判断したかを説明するものではなく、また、本結果が得られた基礎となる慣行を示すものでもない。規則が慣習的であると考えられる理由に関する説明は本研究第Ⅰ巻に記載し、関連する慣行は第Ⅱ巻に記載している。

国際的武力紛争

第一追加議定書は既存の慣習国際法の規則を成文化しただけでなく、新たな慣習規則の成立の基盤をも築いた。本研究の枠組みにおいて集められた慣行は、国際的武力紛争だけでなく非国際的武力紛争に関しても第一追加議定書が国家慣行に対して多大な影響を与えることの証拠となる（下記参照）。特に本研究では、第一追加議定書の基本原則が同追加議定書の批准記録に見られるよりも更に広範に受け入れられていることが判明した。

本研究は特定の条約規則の慣習的性質を判断しようとするものではないものの、条約上の規則と同一または類似の規則が慣習法上に多数存在することが最終的に明らかになった。慣習規則であり、それに対応する規定が第一追加議定書にあることが判明した規則の例には、文民と戦闘員ならびに民用物と軍事目標との区別の原則³⁴、無差別攻撃の禁止³⁵、攻撃の均衡性の原則³⁶、攻撃の際の及び攻撃の影響に対する実行可能な予防措置を講じる義務³⁷、医療要員及び宗教要員、医療組織及び医療用輸送手段³⁸、救済活動に従事する要員及び救済品³⁹、文民たる報道関係者⁴⁰の尊重及び保護義務、医療上の任務の保護義務⁴¹、無防備地区及び非武装地帯の攻撃の禁止⁴²、収容施設の提供及び戦闘外にある敵の保護⁴³、飢餓の状態に置くことの禁止⁴⁴、文民の生存に不可欠な物への攻撃の禁止⁴⁵、標章の不当な使用及び背信行為の禁止⁴⁶、文民及び戦闘外にある者の基本的

34 *Customary International Humanitarian Law, op. cit.* (note 4), Vol. I, Rules 1 and 7 を参照。

35 *Ibid.*, Rules 11-13.

36 *Ibid.*, Rule 14.

37 *Ibid.*, Rules 15-24.

38 *Ibid.*, Rules 25 and 27-30.

39 *Ibid.*, Rules 31-32.

40 *Ibid.*, Rule 34.

41 *Ibid.*, Rule 26.

42 *Ibid.*, Rules 36-37.

43 *Ibid.*, Rules 46-48.

44 *Ibid.*, Rule 53.

45 *Ibid.*, Rule 54.

46 *Ibid.*, Rules 57-65.

な保障の尊重⁴⁷、行方不明者に関する義務⁴⁸、女子及び児童に与えられる特定保護などがある⁴⁹。

非国際的武力紛争

この数十年間、この種の紛争に関する国際人道法の保護を主張する慣行が多く存在し、多数の慣行が非国際的武力紛争に適用されうる慣習法の成立に顕著な影響を及ぼしてきた。第一追加議定書と同様に、第二追加議定書もこれらの慣行に多大な影響を及ぼしており、その結果、第二追加議定書の規定の多くは今日、慣習国際法であると考えられている。慣習規則であることが判明し、それに対応する規定が第二追加議定書にある規則の例には、文民の攻撃の禁止⁵⁰、医療要員及び宗教要員、医療組織及び医療用輸送手段の尊重及び保護義務⁵¹、医療上の任務の保護義務⁵²、飢餓の状態に置くことの禁止⁵³、文民の生存に不可欠な物への攻撃の禁止⁵⁴、文民及び戦闘外にある者の基本的な保障の尊重⁵⁵、傷病者及び難船者の捜索、尊重及び保護の義務⁵⁶、死者の捜索及び保護義務⁵⁷、自由を奪われた者の保護義務⁵⁸、文民の強制的な移動の禁止⁵⁹、女子及び児童に与えられる特定保護⁶⁰などがある。

しかしながら、一国内の武力紛争の規制に関する慣習国際人道法の最も顕著な貢献は第二追加議定書の規定を超えたところにある。実際、慣行により膨大な数の慣習規則が作られており、それらの規則は第二追加議定書の基礎的な規定よりも詳細であるため、国内紛争の規制に関する重大なギャップが埋まっているのである。

例えば、第二追加議定書では敵対行為に関する基本的な規定を定めるに留まっており、第 13 条では「敵対行為に直接参加していない限り・・・文民たる住民それ自体及び個々の文民は、攻撃の対象としてはならない」と規定している。第一追加議定書と異なり、第二追加議定書では区別及び均衡性の原則に関する規則及び定義は定められていない。

第二追加議定書における敵対行為の規定に関するギャップは国家慣行を通じて大きく埋

47 *Ibid.*, Rules 87-105.

48 *Ibid.*, Rule 117.

49 *Ibid.*, Rules 134-137.

50 *Ibid.*, Rule 1.

51 *Ibid.*, Rules 25 and 27-39.

52 *Ibid.*, Rule 26.

53 *Ibid.*, Rule 53.

54 *Ibid.*, Rule 54.

55 *Ibid.*, Rules 87-105.

56 *Ibid.*, Rules 109-111.

57 *Ibid.*, Rules 112-113.

58 *Ibid.*, Rules 118-119, 121 and 125.

59 *Ibid.*, Rule 129.

60 *Ibid.*, Rules 134-137.

められ、第一追加議定書に並行する規則が生み出されることとなったが、これらの規則は慣習法として非国際的武力紛争にも適用することができる。これらの規則では敵対行為に関する基本原則が取り上げられており、特別の保護を受ける者ならびに特定の戦闘方法に関する規則が含まれている。

同様に、第二追加議定書⁶¹では、文民たる住民の人道的救助に関しては非常に一般的な規定のみが定められている。第18条2項では、「文民たる住民が生存に不可欠な物資の欠乏のため著しい苦難を被っている場合には・・・専ら人道的で公平な性質を有し、かつ、不利な差別をすることなく行われる当該文民たる住民のための救済活動を実施する」と規定している。議定書第18条2項において黙示されていると言う事ができるにもかかわらず、第一追加議定書と異なり第二追加議定書では、人道的救済活動に従事する要員及び救済品の尊重及び保護を要求し、文民のための人道的救済の迅速な、かつ、妨げられることのない通過を紛争当事者は許可し及び容易にすることを義務付ける特定の規定及び、認可された人道救済活動に従事する要員の自由な移動を確保するための特定の規定が定められていない。しかし、これに関する広範かつ代表的で実質的に均一な慣行により、これらの要件は国際的武力紛争及び非国際的武力紛争の両者に適用される慣習国際法へと結晶化しているのである。

これに関し、第一追加議定書ならびに第二追加議定書のいずれもが救済活動の実施にあたっては当該当事者の同意を求めている一方で⁶²、収集した慣行の大半ではこの要件に触れていないことに注目したい。人道組織は当該当事者の同意無しに行動できないことは自明であるとはいえ、かかる同意は任意的な見地により拒否してはならないものである。文民たる住民が飢餓の状態に脅かされ、公平かつ差別の無い救済を提供する人道組織がそのような状態を救済することができるのならば、同意を与えるのは当事者の義務である⁶³。同意は任意的な見地により差し控えられてはならない一方で、慣行では当該の当事者が救済活動を制御することができ、人道的救済活動に従事する要員は領土への立ち入り及び安全の要求に関する有効な国内法を尊重しなければならない。

更なる明確化が必要な問題

本研究では、慣行が不明確な分野が数多くあることも明らかになった。例えば、「戦闘員」

61 *Ibid.*, Rules 7–10 (民用品と軍事目標の区別)、Rules 11–13 (無差別攻撃)、Rule 14 (攻撃の均衡性)、Rules 15–21 (攻撃の際の予防措置)、Rules 22–24 (攻撃の効果に対する予防措置)、Rules 31–32 (人道的救済要員及び救済品)、Rule 34 (文民の報道関係者)、Rules 35–37 (保護の下にある地区及び地帯)、Rules 46–48 (慈悲の拒否)、Rules 55–56 (人道的救済の利用)、Rules 57–65 (背信行為)を参照。

62 第一追加議定書第70条1項及び第二追加議定書第18条2項を参照。

63 Yves Sandoz, Christophe Swinarski, Bruno Zimmermann (eds.), *Commentary on the Additional Protocols*, ICRC, Geneva, 1987, § 4885; § 2805も参照。

と「文民」は国際的武力紛争では明確に定義されているが⁶⁴、非国際的武力紛争の慣行では、敵対行為上において武装した対立組織のメンバーは軍隊の構成員であるか文民であるかに関しては曖昧である。とりわけ、武装した対立組織のメンバーが敵対行為に直接参加している際に攻撃からの保護が失われた文民であるのか、または、このような対立組織のメンバーがかかる攻撃に責任を有するか否かが明確ではない。このような明確性の欠如は条約上の規則にも反映しており、例えば第二追加議定書では複数の規定に用いられているにもかかわらず文民及び文民たる住民という用語の定義がなされていない⁶⁵。非国際的武力紛争に適用されるそれ以降の条約も同様で、定義を行わずに文民及び文民たる住民という用語を使用している⁶⁶。

上記に関する、国際的武力紛争及び非国際的武力紛争の両者の規定に影響を与える不明確な分野は「敵対行為への直接参加」という用語の正確な定義の不在である。敵軍の人員または物資に対して暴力行為を行うために文民が兵器またはその他の手段を使用した場合、攻撃に対する保護の喪失は明白で争う余地がない。しかし、「直接参加」という用語の解釈に関する指針をほとんど或いは全く示していない慣行も相当数存在し、それらの慣行では例えば、ケースバイケースで判断を行わなければならないと記されていたり、敵対行為への直接参加により文民は攻撃からの保護を喪失することになるとの一般規則が単に繰り返されていたりするだけなのである。また、これに関する問題として、疑義の場合における人の資格の扱いをどのようにするかということがある。このような不明確性が存在するため、ICRCは2003年に始まった一連の専門家会合により直接参加の概念を明確にしようとしている⁶⁷。

もうひとつ疑問が残る問題に、攻撃の均衡性の原則の正確な範囲及び適用がある。本研究ではこの原則に関する広範な支持が明らかになったものの、軍事的利益と巻き添えによる文民の損失とのバランスを如何にとるかに関しては条約上の規則で定められたものよりも明確な規定が行われていなかった。

敵対行為の実施に関して選択された問題

第一追加議定書及び第二追加議定書では、危険な力を内蔵する工作物及び施設への攻撃について、それらを攻撃することが危険な力の放出を引き起こし、その結果文民たる

64 *Customary International Humanitarian Law, op. cit.* (note 4), Vol. I, Rule 3 (戦闘員), Rule 4 (軍隊), Rules 5 (文民及び文民たる住民) を参照。

65 第二追加議定書第13～15条及び17～18条

66 特定兵器の使用に関する条約の改正第2議定書第3条7項～11項；特定兵器の使用に関する条約の第3議定書第2条、対人地雷禁止条約(オタワ条約)第8条2項(e)(i), (iii), (viii)を参照。

67 *Direct Participation in Hostilities under International Humanitarian Law, Report by the International Committee of the Red Cross, Geneva, September 2003* を参照。ウェブサイト：www.icrc.org。

住民の間に重大な損失をもたらすときは、たとえこれらの物が軍事目標であったとしても禁止する新たな規則が採用されている⁶⁸。これらの特定の規則が慣習法になったか否かについては明確ではないものの、これらの工作物及び施設が攻撃目標となった場合、それらへの攻撃によって巻き添えによる重大な損失がもたらされる可能性が高いことを国家は自覚していることが慣行により示されている。国家は如何なる武力紛争においても、攻撃する場合は危険な力の放出ならびにその結果としてもたらされる文民たる住民の間における重大な損失を防止するための特別な注意を払わなければならないことを認識しているのである。これにより、この要件は如何なる武力紛争にも適用される慣習国際法であることが判明した。

第一追加議定書に採用されたもう1つの新たな規則は、自然環境へ広範、長期的かつ深刻な損害を与えることを目的とする又は与えることが予想される戦闘の方法または手段の使用の禁止である。第一追加議定書の採択以来、この禁止事項は国家慣行において広く支持され、国家によっては引き続き当該規則を核兵器に適用させず、核兵器に関しては拘束されないとする場合もあるものの、慣習法へと結晶化している⁶⁹。この特定の規則の他にも、自然環境は民用物であるとみなされるため、特に区別や均衡性の原則ならびに攻撃の際の措置など、他の民用物の保護と同様の原則及び規則により保護されるものであることが本研究で判明した。これは、如何なる自然環境も、それが軍事目標でない限り、攻撃の対象としてはならず、予期される具体的かつ直接的な軍事的利益との比較において巻き添えによる環境に対する損害が過度にもたらされることが予測される軍事目標への攻撃は禁止されることを意味する。国際司法裁判所は例として核兵器使用の合法性に関する勧告的意見において、「国家は正当な軍事目標を求める上で何が必要かつ相応かを判断する際、環境を考慮にいれなければならない」と述べている⁷⁰。また、紛争当事者には、敵対行為の際に環境に対する損害を防止し並びに少なくともこれらを最小限にとどめるための実行可能な予防措置を講じることが求められる。紛争当事者によるかかる予防措置は、特定の軍事行動が環境へ及ぼす影響に関する科学的確信の欠如により免除されるわけではない⁷¹。

また、追加議定書で取り上げられていない問題もある。例えば、追加議定書では平和維持活動に従事する要員及び物資に関する特定規定が定められていないが、実際ではこれらの要員及び物には、文民及び民用物に相当する攻撃からの保護が与えられる。その結果、国連憲章に従った平和維持活動に従事する要員及び同活動に関与する物に対する攻撃を、これらの要員及び物が国際人道法に従って文民及び民用物に与えられる保護を

68 第一追加議定書第56条1項（第2項は除く）及び第二追加議定書第15条（除外なし）

69 *Customary International Humanitarian Law*, *op. cit.* (note 4) Vol. I, Rule 45を参照。

70 International Court of Justice, *Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons*, *op. cit.* (note 8), § 30.

71 *Customary International Humanitarian Law*, *op. cit.* (note 4) Vol. I, Rule 44を参照。

受ける資格を有するかぎりにおいて禁止する規則は国家慣行の中で発生し、国際刑事裁判所規程に盛り込まれて、現在ではあらゆる種類の武力紛争にも適用される慣習国際法となっている⁷²。

敵対行為に関する数多くの問題はハーグ法により規定されている。これらの規定は国際的武力紛争に関する慣習であると長らく考えられてきたが⁷³、現在においてその幾つかは非国際的武力紛争に関する慣習としても受け入れられている。例えば、(1) 戦争の必要上やむを得ざる場合を除き、敵の財産を破壊し押収すること、及び(2) 略奪を禁止する慣習国際法の以前からの規定は、非国際的武力紛争にも等しく適用される。略奪とは、個人的利用または私用を目的として敵の個人財産を強制的に取り立てることである⁷⁴。上記の禁止事項はいずれも、敵に属する軍事用品の戦利品としての押収の慣習的慣行に影響を及ぼすことはない。

慣習国際法において、指揮官はあらゆる通信手段を通じて非敵対的な接触を行うことができるが、その接触は誠実に行なわれるものでなければならない。慣行では、軍使 (*parlementaires*) として知られる仲介者を通じて接触を行うことができ、また、電話や無線などのその他の様々な手段によっても行うことができることが示されている。軍使とは紛争の一方の当事者に属して紛争の他方当事者との接触を行う権限が与えられている人物であり、その結果として不可侵の人物である。自らを軍使であると知らせる伝統的な方法は休戦旗を持って進むことであるが、その方法は今なお有効であることが判明した。また、例えば利益保護国またはその代理である特に ICRC のような公正かつ中立な人道組織ならびに国際機関や平和維持部隊などに紛争当事者が通信を容易にすることを訴えることも認められた慣行である。収集された慣行から、様々な機関及び組織が国際的武力紛争及び非国際的武力紛争における交渉において仲介人として行動したことがあること、また、このような行動が一般に受け入れられていることが分かった。軍使を規定する規則はハーグ法に遡り長らく国際的武力紛争に関する慣習であると考えられてきたが、最近の約 50 年における慣行から見ても、これらの規則は非国際的武力紛争に関する慣習にもなっている⁷⁵。

文化財を保護する法には 2 つの系統があることが慣行により明らかになった。1 つ目の系統はハーグ法に遡り、軍事目標でない限り、軍事行動の際には宗教、芸術、科学、教育及び慈善専用の建造物の損傷を防止するための特別な注意を払うことを求めており、前述の建造物及び遺産の破壊またはこれらの建造物及び遺産に故意に損傷を与えることを禁じている。これらの規則は長らく国際的武力紛争に関する慣習であると考えられてきたが、

72 *Ibid.*, Rule 33.

73 International Military Tribunal at Nuremberg, *Case of the Major War Criminals*, Judgment, 1 October 1946, *Official Documents*, Vol. I, pp. 253-254 を参照。

74 Elements of Crimes for the International Criminal Court, 戦争犯罪としての略奪 (Pillage) (国際刑事裁判所規程第 8 条 2 項 (b)(xvi) 及び同条同項 (e)(v)) を参照。

75 *Customary International Humanitarian Law*, *op. cit.* (note 4) Vol. I, Rule 67-69 を参照。

現在では非国際的武力紛争に関する慣習としても受け入れられている。

2つ目の系統は、「全ての国民の文化遺産にとって非常に重要な財産」を保護する1954年の文化財保護に関するハーグ条約における特定の規定に基づいたものであり、これらの財産を識別するための特定の特殊標章を取り入れている。今日の慣習法は、戦争の必要上やむを得ざる場合を除き、これらの財産を破壊せず、また破壊または損傷に晒すおそれのある目的のためのこれらの財産を利用しないことを求めており、また、これらの財産の如何なる形態の盗難、略奪、横領ならびにこれらの財産に対する破壊行為を禁じている。これらの禁止事項はハーグ条約で定められている規定に対応するものであり、ハーグ条約が重要な文化財の保護に関する国家慣行に対して影響を及ぼしたことの証明となっている。

兵器

過度の傷害または無用の苦痛をもたらす兵器及び無差別的性質の兵器の使用を禁止する一般原則はあらゆる武力紛争に関する慣習であることが判明した。また、国家慣行では、概してこれらの原則に基づき、有毒兵器、生物兵器、化学兵器、戦闘の方法としての暴動鎮圧剤、戦闘の方法としての除草剤⁷⁶、人体内で容易に膨張または平坦化する弾丸、人体内で炸裂する弾丸の対人使用、X線による体内での検出が不可能な破片により主に人体に危害を与える効果を持つ兵器、国際人道法に従って特別の保護を受ける資格を有する物または人物或いは文民を引き寄せうる物に何らかの方法により取り付けられたブービートラップ、その唯一の戦闘のための機能又は戦闘のための機能の一として視力の強化されていない眼に永久の失明をもたらすよう特に設計されたレーザー兵器などの数多くの特定兵器の使用（または特定の種類の使用）が慣習法に従って禁止されている。

武器によっては慣習法で禁止されていないものもあるが、それでも制限の対象となっている。例えば、地雷や焼夷兵器などがその例である。

地雷については、その無差別的効果を最小限にとどめるための特別な注意が払われなければならない。これには、地雷を使用する紛争当事者は地雷の位置をできるかぎり記録しなければならないことなどが含まれる。また、地雷を使用した紛争当事者は実際の戦闘が終結した際、地雷を撤去または文民にとって無害な状態にし、もしくは地雷の撤去を容易にしなければならない。

140 カ国が批准し、批准国以外の国でも批准に向けた動きが取られているオタワ条約に

76 本規則には、生物兵器及び化学兵器の禁止、軍事目標ではない植生に対する攻撃の禁止、予期される具体的かつ直接的な軍事的利益との比較において、巻き添えによる文民の死亡、文民の傷害、民用物の損傷またはこれらの複合した事態を過度に引き起こすことが予測される攻撃の禁止、自然環境への広範、長期的かつ深刻な損害をもたらす攻撃の禁止など、その他の多くの規則の参照事項が含まれている。前掲書 Rule 76 を参照。

より、大半の国家は対人地雷の使用、製造、貯蔵、移動を行わないことに拘束されている。条約に加入していない国家の顕著に相反する慣行により、この禁止事項は現在、慣習国際法とはなっていないものの、オタワ条約に加入しておらず、上記の即時禁止に反対している国家を含め、ほぼ全ての国家が最終的な対人地雷の排除に向けた動きが必要であることを認識している。

焼夷兵器の対人使用は、人を戦闘外の状態に置くためには焼夷兵器より害の少ない兵器の使用が適していない場合を除き禁止されている。また、焼夷兵器を使用する場合は、文民の死亡、文民の傷害、民用物の損傷を防止し並びに少なくともこれらを最小限にとどめるための特別な注意が払われなければならない。

これらの規則の大半は、元来国際的武力紛争のみに適用される条約規則に対応している。この傾向は徐々に逆転しており、例えば 1996 年の特定通常兵器使用禁止制限条約の第 2 議定書改正により、同議定書は非国際的武力紛争にも適用されることとなり、一番最近の例としては 2001 年の特定通常兵器使用禁止制限条約改正により、同条約の第 1～第 4 議定書の適用範囲が非国際的武力紛争にまで拡張された。上記の慣習的禁止事項及び制限事項はあらゆる武力紛争に適用される。

ICRC が慣習国際人道法に関する調査指令を受けた時点において、国際司法裁判所は国連総会によるこの問題に関する勧告的意見の要請に従って核兵器の威嚇または使用の合法性を検討しているところであったため、ICRC はこの問題に関するそれ自身の検討には着手しないことを決定した。国際司法裁判所はその勧告的意見において、「核兵器の威嚇または使用は武力紛争に適用されうる国際法の諸要件、特に国際人道法の諸原則及び諸規則の諸要件に適合しなければならない。」と全員一致で判断を下した⁷⁷。多数の国が第一追加議定書は核兵器使用には適用されないとの理解で同議定書の交渉に参加していたことを想起すれば、同裁判所のこの見解は重大である。しかしながら、国際司法裁判所の意見は敵対行為に関する規則及び兵器の使用に関する一般原則が核兵器の使用に適用されることを意味する。同裁判所はこれらの原則及び規則を適用した場合、「核兵器の威嚇または使用は武力紛争に適用されうる国際法の諸規則、特に人道法の諸原則及び諸規則に一般的に反するであろう」と結論付けている⁷⁸。

基本的な保障

基本的な保障は、紛争当事者の権力内にある文民、敵対行為に直接参加しない、ある

77 International Court of Justice, *Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons*, *op.cit.* (note 8), p. 226.

78 *Ibid.*; United Nations General Assembly, 51st session, First Committee, Statement by the *International Committee of the Red Cross*, UN Doc. A/C.1/51/PV.8, 18 October 1996, P. 10 も参照。International Review of the Red Cross, No. 316, 1997, pp. 118–119 にも複製を掲載（「ICRC は、核兵器の使用が国際法の規則と適合を想像するのが困難であるとしている」）

いはもはや直接参加していない者及び戦闘外にある者全員に適用される。基本的な保障は全ての人々に適用される包括的な規則であるため、本研究では様々な種類の人物に関する特定規則への細分化は行わなかった。

これらの基本的な保障は全て、国際的武力紛争及び非国際的武力紛争の両者に適用される国際人道法に確固たる根拠を有する。伝統的な人道法は対応する慣習規則の本質を最も反映しているため、本研究では基本的な保障に関する規則の大半を伝統的な人道法の言葉により表現している⁷⁹。しかしながら、特に補償のない或いは虐待的な強制労働、強制失踪、専断的な拘留を禁止する規則や家族の生命の尊重を求める規則など、規則によっては、特定の内容に関する一連の詳細規定の本質が捉えられるような記述を行っている⁸⁰。

特に基本的な保障に関する部分については、国際人権法における慣行も適切な場合には本研究で取り扱った。これは、規定によっては公の緊急事態における特定の条件下で適用が制限されることがあるが、国際人権法は人権諸条約で明言されているとおり武力紛争中も引き続き適用されるからである。武力紛争中における人権法の継続的適用は多くの国家慣行で確認されており、また、人権団体や国際司法裁判所もそれを確認している⁸¹。最近では、国際司法裁判所は占領下のパレスチナ自治区における壁の建設の法的帰結に関する勧告的意見において「人権条約で示される保護は武力紛争が発生した場合も停止されない」と確認し、国際人道法或いは国際人権法のいずれか一方のみの法律上の権利が存在する一方で、「これら2つについて両法律上の権利」も存在すると確認している⁸²。しかしながら本研究では、慣習国際人権法の評価については詳述していない。その代わりに、人権法における慣習を類似の国際人道法の原則の裏付け、補強、明確化のために取り上げた。

履行確保

国際人道法の履行確保に関する数多くの規則は慣習国際法の一部となっている。特に、紛争の各当事者は自らの軍隊及び、当該当事者の指示または命令に従い、或いは当該当事者の権力下にあつて実際に行動を起こしているその他の者或いは集団により、国際人

79 本規則には、文民及び戦闘外にある者を人道的かつ不利な差別を行わずに取り扱う基本的な補償、殺人の禁止、拷問又は残酷或いは非人道的な取り扱いの禁止、体罰の禁止、身体の切断、医学的又は科学的実験の禁止、強かん及びその他のあらゆる種類の性的暴力の禁止、奴隷及びあらゆる種類の人身売買の禁止、人質をとる行為の禁止、人間の盾の使用の禁止、公正な裁判の保証、集団に科する刑罰の禁止、文民及び戦闘外にある者の信条及び宗教上の慣行の尊重の要求が含まれている。 *Customary International Humanitarian Law*, *supra* note 4, Vol. I, Rules 87-94, 96-97, 100-104 を参照。

80 *Ibid.*, Rules 95, 98-99, 105.

81 *Ibid.*, Introduction to Chapter 32, Fundamental Guarantees を参照。

82 International Court of Justice, *Legal Consequence of the Construction of a Wall in the Occupied Palestinian Territory*, Advisory Opinion, 9 July 2004, § 106.

道法を尊重し、同法の尊重を確保しなければならない。その結果、反政府武装集団を含む紛争の各当事者は、国際人道法に関する指示を軍隊に与えなければならないのである。これらの一般義務以外については、国家を拘束するその他の特定の履行メカニズムが反政府武装集団をどの程度まで拘束するかがあまり明確ではない。例えば、国際人道法の尊重を確保する命令及び指示を国家が軍隊に与える義務は国際法で明確に定められている。同様に、国家には必要な場合、軍隊の適当な地位の指揮官に国際人道法の適用を助言する法律顧問を利用することができるようにする義務があるが、反政府武装集団に関してはこれらの義務は定められていない。

更に、国家は自らに起因する人道法違反に対する責任を負い、同法に違反した国家にはかかる違反により生じた損失または傷害の補償を全額行うことが求められる。反政府武装集団については、その構成員が犯した違反に対して同様の責任が生じるのか、ならびに、その責任の帰結はどうなるのかについてが不明確である。上述のとおり、反政府武装集団は国際人道法を尊重しなければならず、「責任ある指揮」の下で行動しなければならない⁸³。その結果、反政府武装集団は当該グループの構成員がとった行動に責任を負うとすることができる。しかしながら、かかる責任の帰結は明確ではなく、とりわけ、多くの国で犠牲者が犯罪者に対して損害賠償の民事訴訟を起しているが、反政府武装集団はどの程度まで全額補償を行う義務があるかは不明瞭である。

個人の責任については、慣習国際人道法は戦争犯罪人、戦争犯罪を命令した人物、その他指揮官または上官として戦争犯罪に責任を有する者全てに刑事責任を課している。戦争犯罪に関する制度の履行、即ち、戦争犯罪の捜査及び容疑者の訴追は国家に課せられた義務である。国家はこれに関する国際裁判所または混合裁判所の開設によりこの義務を果たすことができる。

結論

本研究は国際人道法の各条約規則の慣習的性質を判断しようとするものではなく、どのような慣習国際法の規則が国家慣行を基盤としているかを帰納的に明らかにするための問題を分析しようとするものである。それにもかかわらず、本研究の幾つかの結果の概要は、条約上で定められた原則及び規則が慣行において広く受け入れられ、慣習国際法の形成に重大な影響を及ぼしたことを示している。これらの原則及び規則の多くは現在、慣習国際法の一部となっている。これらの原則及び規則はそれ自体が条約の批准にかかわらず全国家を拘束し、規則が非国際的武力紛争の全当事者に適用される場合には反政府武装集団をも拘束する。

83 第二追加議定書第1条1項

本研究では、慣習国際法の多くの規則が国際的武力紛争及び非国際的武力紛争の両者に適用されることが分かり、また、国家慣行がどの程度まで既存の条約規則を超え、非国際的武力紛争に適用しうるように規則が拡大したかが明らかになった。このため、内部武力紛争における敵対行為及び人の取り扱いの規定は、条約規則において存在する規定よりも更に詳細かつ徹底したものとなっている。このような詳細かつ徹底的な規定は人道的及び軍事的な観点からどの程度十分であるのか、また、更なる法の整備が必要か否かについては未検討な状態である。

条約上の規則の場合と同じく、普及、教育、施行を通じて慣習国際人道法の規則を効果的に履行することが必要である。これらの規則が軍事マニュアル及び国内法令に組み込まれていない場合には組み込むべきである。

本研究では、法において明確でない分野が明らかになり、非国際的武力紛争における文民の定義、戦闘への直接参加の概念、均衡性の原則の適用範囲など更なる明確化が必要な問題が指摘された。

これまでの成果と残された作業を考慮に入れると、本研究は終わりではなく、むしろ国際人道法の諸原則及び諸規則の更なる理解及びそれらへの更なる合意を目指した新たなプロセスの始まりであると捉えられるべきであろう。この新たなプロセスにおいて、本研究は法の履行確保、明確化、整備に関する豊かな議論及び対話の基盤となることができるのである。

附録 国際人道法の慣習規則 一覧

本一覧は、慣習国際人道法に関する研究の第 I 巻に記載した結論に基づくものである。本研究は国際人道法の各条約規則の慣習的性質を判断しようとするものではないため、本研究は既存の条約の構造に必ずしも従っているわけではない。規則の適用範囲は括弧内に示しており、「IAC」は国際的武力紛争に適用される慣習規則を、「NIAC」は非国際的武力紛争に適用される慣習規則を表す。後者の場合、規則によっては適用の方向にあるものの広範性に劣るため「議論の余地あり」と表示しているものがある。

区別の原則

文民と戦闘員の区別

規則 1. 紛争当事者は、文民と戦闘員とを常に区別しなければならない。攻撃は戦闘員のみを対象として行うことができる。攻撃は文民を対象として行ってはならない。[国際的武力紛争 (IAC) / 非国際的武力紛争 (NIAC)]

規則 2. 文民たる住民の間に恐怖を広めることを主たる目的とする暴力行為または暴力による威嚇は禁止する。[IAC/NIAC]

規則 3. 紛争当事者の軍隊の構成員は、医療要員及び宗教要員を除き、戦闘員である。[IAC]

規則 4. 紛争当事者の軍隊は、部下の行動について当該紛争当事者に対して責任を負う司令部の下にある組織され及び武装したすべての兵力、集団及び部隊から成る。[IAC]

規則 5. 文民とは、軍隊の構成員でない者である。文民たる住民とは、文民であるすべての者から成るものをいう。[IAC/NIAC]

規則 6. 文民は、敵対行為に直接参加していない限り、攻撃から保護される。[IAC/NIAC]

民用物と軍事目標の区別

規則 7. 紛争当事者は、民用物と軍事目標とを常に区別しなければならない。攻撃は軍事目標のみを対象として行うことができる。攻撃は民用物を対象として行ってはならない。[IAC/NIAC]

規則 8. 軍事目標は、物については、その性質、位置、用途又は使用が軍事活動に効果的に資する物であってその全面的又は部分的な破壊、奪取又は無効化がその時点における状況において明確な軍事的利益をもたらすものに限る。[IAC/NIAC]

規則 9. 民用物とは、軍事目標以外のすべての物をいう。[IAC/NIAC]

規則 10. 民用物は、その時点において軍事目標でない限り、攻撃から保護される。[IAC/

NIAC]

無差別な攻撃

規則 11. 無差別の攻撃は禁止する。[IAC/NIAC]

規則 12. 無差別の攻撃とは、

- (a) 特定の軍事目標のみを対象としない攻撃
- (b) 特定の軍事目標のみを対象とすることのできない戦闘の方法及び手段を用いる攻撃
- (c) 国際人道法で要求される限度を超える影響を及ぼす戦闘の方法及び手段を用いる攻撃

であって、それぞれの場合において、軍事目標と文民又は民用物とを区別しないでこれらに打撃を与える性質を有するものをいう。[IAC/NIAC]

規則 13. 都市、町村その他の文民又は民用物の集中している地位に位置する多数の軍事目標であって相互に明確に分離された別個のものを単一の軍事目標とみなす方法及び手段を用いる砲撃または爆撃による攻撃は禁止する。[IAC/NIAC]

攻撃の均衡性

規則 14. 予期される具体的かつ直接的な軍事的利益との比較において、巻き添えによる文民の死亡、文民の傷害、民用物の損傷またはこれらの複合した事態を過度に引き起こすことが予測される攻撃を開始することは禁止する。[IAC/NIAC]

攻撃の際の予防措置

規則 15. 軍事行動を行うに際しては、文民たる住民、個々の文民、民用物に対する攻撃を差し控えるよう不断の注意を払わなければならない。巻き添えによる文民の死亡、文民の傷害及び民用物の損傷を防止し並びに少なくともそれらを最小限にとどめるため、実行可能なすべての予防措置をとらなければならない。[IAC/NIAC]

規則 16. すべての紛争当事者は、攻撃の目標が軍事目標であることを確認するために実行可能なすべてのことを行わなければならない。[IAC/NIAC]

規則 17. すべての紛争当事者は、戦闘の手段及び方法の選択にあたり、巻き添えによる文民の死亡、文民の傷害、民用物の損傷を防止し並びに少なくともそれらを最小限にとどめるため、実行可能なすべての予防措置をとらなければならない。[IAC/NIAC]

規則 18. すべての紛争当事者は、攻撃が、予期される具体的かつ直接的な軍事的利益との比較において、巻き添えによる文民の死亡、文民の傷害、民用物の損傷またはこれら

の複合した事態を過度に引き起こすことが予測されるものであるかを判断するための実行可能なすべてのことを行わなければならない。[IAC/NIAC]

規則 19. すべての紛争当事者は、攻撃の目標が軍事目標ではないこと、又は攻撃について、予期される具体的かつ直接的な軍事的利益との比較において、巻き添えによる文民の死亡、文民の傷害、民用物の損傷またはこれらの複合した事態を過度に引き起こすことが予測されることが明白となった場合には、攻撃を中止し又は停止するための実行可能なすべてのことを行わなければならない。[IAC/NIAC]

規則 20. 文民たる住民に影響を及ぼす攻撃については、効果的な事前の警告を与える。ただし、事情の許さない場合は、この限りではない。[IAC/NIAC]

規則 21. 同様の軍事的利益を得るため複数の軍事目標の中で選択が可能な場合には、選択する目標は、攻撃によって文民の生命及び民用物にもたらされる危険が最小であることが予測されるものでなければならない。[IAC/ NIAC・議論の余地あり]

攻撃の影響に対する予防措置

規則 22. 紛争当事者は自国の支配の下にある文民たる住民、個々の文民及び民用物を攻撃の影響から保護するためのすべての実行可能な予防措置をとらなければならない。[IAC/NIAC]

規則 23. 紛争の各当事者は、実行可能な最大限度まで、人口の集中している地域又はその付近に軍事目標を設けることを避けなければならない。[IAC/ NIAC・議論の余地あり]

規則 24. 紛争の各当事者は、実行可能な最大限度まで、自国の支配の下にある文民たる住民、個々の文民及び民用物を軍事目標の近傍から移動させなければならない。[IAC/ NIAC・議論の余地あり]

特別の保護を受ける人及び物

医療要員及び宗教要員

規則 25. 専ら医療上の任務に従事する医療要員は、すべての場合において尊重され、かつ保護されなければならない。これらの要員が人道活動以外に敵に有害な行為を行った場合、それらの者への保護は消滅する。[IAC/NIAC]

規則 26. 医療上の倫理に合致した医療上の任務を行ったことを理由として人を処罰すること、或いは、医療活動に従事する人に医療上の倫理に反する行為を強要することは禁止する。[IAC/NIAC]

規則 27. 専ら宗教上の任務に従事する宗教要員は、すべての場合において尊重され、かつ保護されなければならない。これらの要員が人道活動以外に敵に有害な行為を行っ

た場合、それらの者への保護は消滅する。[IAC/NIAC]

規則 28. 専ら医療目的に従事する医療組織は、すべての場合において尊重され、かつ保護されなければならない。これらの組織が人道活動以外に敵に有害な行為を行った場合、それらの者への保護は消滅する。[IAC/NIAC]

規則 29. 専ら医療輸送に従事する医療用輸送手段は、すべての場合において尊重され、かつ保護されなければならない。これらの手段が人道活動以外に敵に有害な行為を行った場合、それらの者への保護は消滅する。[IAC/NIAC]

規則 30. 国際法に準拠し、ジュネーブ条約の特殊標章を表示した医療要員、宗教要員及び物を対象とした攻撃は禁止する。[IAC/NIAC]

人道援助要員及び援助物資

規則 31. 人道援助要員は尊重され、かつ保護されなければならない。[IAC/NIAC]

規則 32. 人道援助活動に使用される物は尊重され、かつ保護されなければならない。[IAC/NIAC]

平和維持活動に従事する要員及び物資

規則 33. 国連憲章に従って平和維持活動に従事する要員及び物資を攻撃の対象とすることは、それらが国際人道法に基づいて文民及び民用品に与えられる保護を受ける権利を有している限り、禁止する。[IAC/NIAC]

報道関係者

規則 34. 武力紛争の行われている地域において職業上の任務に従事する報道関係者は、敵対行為に直接参加していない限り尊重され、かつ保護されなければならない。[IAC/NIAC]

保護の下にある地帯

規則 35. 傷者、病者、難船者を敵対行為の影響から保護するために設立された地帯を攻撃の対象とすることは禁止する。[IAC/NIAC]

規則 36. 紛争当事者間で合意した非武装地帯を攻撃の対象とすることは禁止する。[IAC/NIAC]

規則 37. 無防備地区を攻撃の対象とすることは禁止する。[IAC/NIAC]

文化財

規則 38. 紛争の各当事者は文化財に関し、

- A. 軍事目標でない限り、宗教、芸術、科学、教育及び慈善専用の建造物の損傷を防止するための特別な注意を払わなければならない。
- B. すべての国民の文化遺産にとって非常に重要な財産は、戦争の必要上やむを得ざる場合を除き、攻撃の対象としてはならない。

[IAC/NIAC]

規則 39. 戦争の必要上やむを得ざる場合を除き、すべての国民の文化遺産にとって非常に重要な財産の、破壊または損傷に晒すおそれのある目的のための利用は禁止する。

[IAC/NIAC]

規則 40. 紛争の各当事者は文化財を保護しなければならない。

- A. 宗教、芸術、科学、教育及び慈善専用の建造物、歴史的遺産、芸術品の押収、破壊、意図的な損傷は禁止される。
- B. すべての国民の文化遺産にとって非常に重要な財産の如何なる形態の盗難、略奪、横領ならびにこれらの財産に対する破壊行為は禁止される。

[IAC/NIAC]

規則 41. 占領国は被占領国の文化財の密輸を防止しなければならない。また、密輸された財産を被占領国の所轄官庁へ返却しなければならない。[IAC]

危険な力を内蔵する工作物及び施設

規則 42. 危険な力を内蔵する工作物及び施設、すなわち、ダム、堤防及び原子力発電所ならびに、これらの工作物及び施設の場所又は近傍に位置する他の軍事目標が攻撃を受けた場合は、危険な力の放出及びその結果もたらされる文民たる住民の間における重大な損失を防止するための特別な注意を払わなければならない。[IAC/NIAC]

自然環境

規則 43. 敵対行為の一般原則が自然環境に適用される。

- A. 自然環境は、それが軍事目標でない限り、攻撃してはならない。
- B. 自然環境の破壊は、戦争の必要上やむを得ざる場合を除き、禁止する。
- C. 具体的かつ直接的な軍事的利益に関して、巻き添えによる自然環境の損害を過度に引き起こすことが予測される軍事目標の攻撃を開始することは禁止する。

[IAC/NIAC]

規則 44. 戦闘の方法及び手段は、自然環境の保護を十分顧慮した上で採用されなけれ

ばならない。軍事行動の際は、環境に対する損害を防止し並びに少なくともこれらを最小限にとどめるための実行可能な予防措置を講じなければならない。紛争当事者によるかかる予防措置は、特定の軍事行動が環境へ及ぼす影響に関する科学的確信の欠如により免除されるわけではない。[IAC/ NIAC・議論の余地あり]

規則 45. 自然環境への広範、長期的かつ深刻な損害をもたらすことを意図した、或いは、かかる損害が予測される戦闘の方法または手段は禁止する。自然環境の破壊は、兵器として用いてはならない。[IAC/ NIAC・議論の余地あり]

特定の戦闘方法

助命の拒否

規則 46. 助命禁止の命令、それに関する敵対者の威嚇、或いはこれに基づく敵対行為は禁止する。[IAC/NIAC]

規則 47. 戦闘外にある者に対する攻撃は禁止する。

戦闘外にある者とは、

- (a) 敵対する紛争当事者の権力内にある者
- (b) 既に無意識状態となり又は負傷若しくは疾病により無能力となっているため自己を防衛することができない者
- (c) 投降の意図を明確に表明する者

ただし、いずれの者も、いかなる敵対行為も差し控え、かつ、逃走を企てないことを条件とする。[IAC/NIAC]

規則 48. 遭難飛行機から落下傘で降下する者を、降下中に攻撃の対象とすることは禁止する。[IAC/NIAC]

財産の破壊及び押収

規則 49. 紛争当事者は、敵に属する軍事用品を戦利品として押収することができる。[IAC]

規則 50. 敵対者の財産の破壊又は押収は、やむをえない軍事上の必要性のある場合を除き、禁止する。[IAC/NIAC]

規則 51. 被占領地においては、やむをえない軍事上の必要性によって当該財産の破壊又は押収が求められる場合を除いて、

- (a) 軍事行動に利用できる動産である公共財産は没収することができる。
- (b) 不動産である公共財産は用益権の規則に従って管理しなければならない。
- (c) 民間財産は尊重されなければならない、没収することはできない。

[IAC]

規則 52. 略奪は禁止する。[IAC/NIAC]

飢餓の状態及び人道援助へのアクセス

規則 53. 戦闘の方法として文民たる住民を飢餓の状態に置くことは禁止する。[IAC/NIAC]

規則 54. 文民たる住民の生存に不可欠な物を攻撃し、破壊し、移動させ又は利用できないようにすることは禁止する。[IAC/NIAC]

規則 55. 紛争当事者は、性質上人道的かつ公平な救済活動であって不利な差別をすることなく行われる、文民の人的救済の迅速な、かつ、妨げられることのない通過を、紛争当事者の支配権を条件に許可し及び容易にしなければならない。[IAC/NIAC]

規則 56. 紛争当事者は、認められた人道的救済要員が任務の遂行に不可欠とする移動の自由を保証しなければならない。戦争の必要上やむを得ざる場合のみ、かかる要員の移動を一時的に制限することができる。[IAC/NIAC]

背信行為

規則 57. 戦争における奇計は、国際人道法の規則に違反しない限り、禁止されない。[IAC/NIAC]

規則 58. 停戦のための白旗の不当な使用は禁止する。[IAC/NIAC]

規則 59. ジュネーブ条約の特殊標章の不当な使用は禁止する。[IAC/NIAC]

規則 60. 国際連合の標章及び制服の利用は、国際連合が認める場合を除き、禁止する。[IAC/NIAC]

規則 61. 他の国際的に認められた標章の不当な使用は禁止する。[IAC/NIAC]

規則 62. 敵対国の軍の標章、記章又は制服の不当な使用は禁止する。[IAC/NIAC・議論の余地あり]

規則 63. 中立国その他紛争当事者でない国の旗、軍の標章、記章又は制服の使用は禁止する。[IAC/NIAC・議論の余地あり]

規則 64. 敵を奇襲する意図をもって停戦の合意を締結することは禁止する。[IAC/NIAC]

規則 65. 背信行為により敵を殺傷し又は捕らえることは禁止する。[IAC/NIAC]

敵との通信

規則 66. 指揮官はあらゆる通信手段を通じて非敵対的な接触を行うことができる。その接触は誠意に基づくものでなければならない。[IAC/NIAC]

規則 67. 軍使は不可侵の人物である。[IAC/NIAC]

規則 68. 指揮官は、軍使の存在が不利なものとなることを防止するための必要な予防措置を講じることができる。[IAC/NIAC]

規則 69. その特権的地位を利用して国際法に反する行為及び敵対者に不利となる行為を行なう軍使は、その不可侵が喪失される。[IAC/NIAC]

武器

武器の使用に関する一般原則

規則 70. 過度の傷害または無用の苦痛をもたらす性質の戦闘の手段及び方法の利用は、禁止する。[IAC/NIAC]

規則 71. 無差別的性質の兵器の使用は禁止する。[IAC/NIAC]

毒物

規則 72. 毒又は毒を施した兵器の使用は禁止する。[IAC/NIAC]

生物兵器

規則 73. 生物兵器の使用は禁止する。[IAC/NIAC]

化学兵器

規則 74. 化学兵器の使用は禁止する。[IAC/NIAC]

規則 75. 戦闘の方法としての暴動鎮圧剤の使用は禁止する。[IAC/NIAC]

規則 76. 戦闘の方法としての除草剤の使用は、次の各号の一に該当する場合、禁止する。

- (a) 禁止された化学兵器の性質のものである場合。
- (b) 禁止された生物兵器の性質のものである場合。
- (c) 軍事目標ではない植生に向けられている場合。
- (d) 予期される具体的かつ直接的な軍事的利益との比較において、巻き添えによる文民の死亡、文民の傷害、民用物の損傷またはこれらの複合した事態を過度に引き起こすおそれがある場合。
- (e) 自然環境への広範、長期的かつ深刻な損害をもたらすおそれがある場合。

[IAC/NIAC]

膨張弾

規則 77. 人体内で容易に膨張または平坦化する弾丸の使用は禁止する。[IAC/NIAC]

炸裂弾

規則 78. 人体内で炸裂する弾丸の対人使用は禁止する。[IAC/NIAC]

検出が不可能な破片により主に人体に危害を与える兵器

規則 79. X線による体内での検出が不可能な破片により主に人体に危害を与える効果を持つ兵器の使用は禁止する。[IAC/NIAC]

ブービートラップ

規則 80. 国際人道法に従って特別の保護を受ける資格を有する物または人物或いは文民を引き寄せうる物に何らかの方法で取り付けられたブービートラップの使用は禁止する。[IAC/NIAC]

地雷

規則 81. 地雷を使用する場合は、その無差別的効果を最小限にとどめるための特別な注意を払わなければならない。[IAC/NIAC]

規則 82. 地雷を使用する紛争当事者は地雷の位置をできるかぎり記録しなければならない。[IAC/NIAC]

規則 83. 地雷を使用した紛争当事者は現在の戦闘が終了した際、地雷を撤去または文民に無害な状態にし、若しくは地雷の撤去を容易にしなければならない。[IAC/NIAC]

焼夷兵器

規則 84. 焼夷兵器を使用する場合は、文民の死亡、文民の傷害、民用物の損傷を防止並びに少なくともこれらを最小限にとどめるための特別な注意が払われなければならない。[IAC/NIAC]

規則 85. 焼夷兵器の対人使用は、人を戦闘外の状態に置くためには焼夷兵器より害の少ない兵器の使用が適していない場合を除き禁止する。[IAC/NIAC]

失明をもたらすレーザー兵器

規則 86. その唯一の戦闘のための機能又は戦闘のための機能の一として、視力の強化されていない眼に永久に失明をもたらすように特に設計されたレーザー兵器を使用することは、禁止する。[IAC/NIAC]

文民及び戦闘外にある者の取り扱い

基本的な保障

規則 87. 文民及び戦闘外にある者は人道的に取り扱われなければならない。[IAC/NIAC]

規則 88. 人種、皮膚の色、性、言語、宗教又は信条、政治的意見その他の意見、国民的又は社会的出身、貧富、出生又は他の地位その他これらに類する基準による、国際人道法の適用における不利な差別は禁止する。[IAC/NIAC]

規則 89. 殺人は禁止する。[IAC/NIAC]

規則 90. 拷問、残虐な或いは非人道的な取扱い、個人の尊厳に対する侵害、特に屈辱的で品位を傷つける取扱い、は禁止する。[IAC/NIAC]

規則 91. 体罰は禁止する。[IAC/NIAC]

規則 92. 身体の切断、医学的又は科学的実験、或いはその者の健康状態が必要としない、かつ、一般に受け入れられている医療上の基準に適合しない医療上のその他の処置は、禁止する。[IAC/NIAC]

規則 93. 強かん及びその他のあらゆる種類の性的暴力は禁止する。[IAC/NIAC]

規則 94. 奴隷及びあらゆる種類の人身売買は禁止する。[IAC/NIAC]

規則 95. 補償のない或いは虐待的な強制労働は禁止する。[IAC/NIAC]

規則 96. 人質をとる行為は禁止する。[IAC/NIAC]

規則 97. 強制失踪は禁止する。[IAC/NIAC]

規則 98. 人間の盾の使用は禁止する。[IAC/NIAC]

規則 99. 恣意的な自由の剥奪は禁止する。[IAC/NIAC]

規則 100. 何人も、すべての基本的な裁判上の保障を与える公正な裁判による場合を除き、有罪判決、又は刑の言い渡しを受けることはできない。[IAC/NIAC]

規則 101. 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった行為又は不作為を理由として訴追され又は有罪とされない。何人も、犯罪が行われた時に適用されていた刑罰よりも重い刑罰を科されない。[IAC/NIAC]

規則 102. 何人も、自己の刑事責任に基づく場合を除くほか、犯罪について有罪の判決を受けない。[IAC/NIAC]

規則 103. 集団に科する刑罰は禁止する。[IAC/NIAC]

規則 104. 文民及び戦闘外にある者の信条及び宗教上の実践は尊重されなければならない。[IAC/NIAC]

規則 105. 家族生活はできるかぎり尊重されなければならない。[IAC/NIAC]

戦闘員及び捕虜の地位

規則 106. 戦闘員は、攻撃又は攻撃の準備のための軍事行動を行っている間、自己と文民たる住民とを区別しなければならない。これを行わない場合、戦闘員は捕虜となる権利を失う。[IAC]

規則 107. 諜報活動を行っている間に捕らえられた戦闘員は捕虜となる権利を有しない。これらの者には、事前の裁判を行わずに刑を言い渡すことはできず、また、刑を執行することはできない。[IAC]

規則 108. 第一追加議定書に定める傭兵は、戦闘員である権利又は捕虜となる権利を有しない。[IAC]

傷者、病者及び難船者

規則 109. 紛争当事者は、事情が許す限り速やかに、特に交戦後において、不利な差別を行うことなく、傷者、病者及び難船者を捜索、収容、及び移動するためのすべての可能な措置を遅滞なくとらなければならない。[IAC/NIAC]

規則 110. 傷者、病者及び難船者は、実行可能なかぎり、かつ、できるかぎり速やかに、これらの者の状態が必要とする医療上の看護及び手当を受けなければならない。医療上の理由以外のいかなる理由によっても、これらの者の間に差別を設けてはならない。[IAC/NIAC]

規則 111. 紛争の各当事者は、虐待及び個人の財産の略奪から傷者、病者及び難船者を保護するためのすべての可能な措置を講じなければならない。[IAC/NIAC]

死者

規則 112. 紛争当事者は、可能なときはいつでも、特に交戦後において、不利な差別を行うことなく、死者を捜索、収容、及び移動するためのすべての可能な措置を遅滞なくとらなければならない。[IAC/NIAC]

規則 113. 紛争の各当事者は、死者の略奪を防止するためのすべての可能な措置を講じなければならない。遺体の切断は禁止する。[IAC/NIAC]

規則 114. 紛争当事者は、近親者の要請に基づいて遺体を本国へ返還することを容易に

する努力を行わなければならない。死者の個人用品も返還しなければならない。[IAC]

規則 115. 死者は、各々の墓地へ尊厳ある方法で埋葬され、正しく維持されなければならない。[IAC/NIAC]

規則 116. 死者の識別のため、紛争の各当事者は、埋葬前にすべての入手可能な情報を記録し、墓地の位置を記さなければならない。[IAC/NIAC]

行方不明者

規則 117. 紛争の各当事者は、武力紛争の結果行方不明であると報告された者について説明するためのすべての実行可能な措置を講じなければならない、また、その家族に行方不明の情報を提供しなければならない。[IAC/NIAC]

自由を奪われた者

規則 118. 自由を奪われた者には、十分な食事、水、衣服、保護施設、医療上の看護及び手当が与えられなければならない。[IAC/NIAC]

規則 119. 自由を奪われた女子は、家族が收容される同一の場所に家族単位で置かれる場合を除き、男子の区画から分離した区画に收容され、かつ、女子の直接の監視の下に置かれなければならない。[IAC/NIAC]

規則 120. 自由を奪われた児童は、家族が收容される同一の場所に家族単位で置かれる場合を除き、男子の区画、特に成人男子の区画から分離した区画に收容されなければならない。[IAC/NIAC]

規則 121. 自由を奪われた者は、戦闘が行われている区域から離され、かつ、健康及び衛生が守られる場所に置かれなければならない。[IAC/NIAC]

規則 122. 自由を奪われた者の個人用品の略奪は禁止する。[IAC/NIAC]

規則 123. 自由を奪われた者の個人情報記録は記録されなければならない。[IAC/NIAC]

規則 124.

- A. 国際的武力紛争の際、ICRC には、收容状況を確認し、家族との連絡を図るため、自由を奪われたすべての者に定期的に接触する機会が与えられなければならない。[IAC]
- B. 非国際的武力紛争の際、ICRC は、收容状況を確認し、家族との連絡を図るため、紛争に関連する理由で自由を奪われたすべての者への面会を紛争当事者に提案することができる。[NIAC]

規則 125. 自由を奪われた者には、頻度及び当局による検閲の必要性に関する合理的な条件の上で、家族との連絡が許可されなければならない。[IAC/NIAC]

規則 126. 非国際的武力紛争に関連して収容された文民及び自由を奪われた者には、特に近親者などの面会人を実行可能な程度まで受け入れることを許可しなければならない。

[NIAC]

規則 127. 自由を奪われた者の個人の信条及び宗教上の実践は尊重されなければならない。[IAC/NIAC]

規則 128.

- A. 捕虜は実際の戦闘が終了した後、遅滞なく解放され本国へ送還されなければならない。[IAC]
- B. 文民である収容者は、収容の理由がもはや存在しなくなった場合、遅くとも現在の戦闘の終了後速やかに解放されなければならない。[IAC]
- C. 非国際的武力紛争に関連して自由を奪われた者は、自由が奪われた理由がもはや存在しなくなった場合、速やかに解放されなければならない。[NIAC]

移動及び移動させられた者

規則 129.

- A. 国際的武力紛争の当事者は、当該文民の安全上必要であり、かつ、戦争の必要上やむを得ざる場合を除き、被占領地の文民たる住民の全部または一部を国外退去または強制移送してはならない。[IAC]
- B. 非国際的武力紛争の当事者は、当該文民の安全上必要であり、かつ、戦争の必要上やむを得ざる場合を除き、紛争に関連する理由で文民たる住民の全部または一部の移動を命令してはならない。[NIAC]

規則 130. 国家は、自国の文民たる国民を占領した地に移動または移送してはならない。[IAC]

規則 131. 移動する場合、当該文民が住居、衛生、健康、安全、栄養に関する満足の行く条件で受け入れられるようにするための、かつ、家族が離散しないようにするためのすべての可能な措置を講じなければならない。[IAC/NIAC]

規則 132. 移動させられた者は、移動の理由が存在しなくなった場合速やかに自国又は常居住地へ任意的に安全に戻る権利を有する。[IAC/NIAC]

規則 133. 移動させられた者の財産権は尊重されなければならない。[IAC/NIAC]

特別の保護が与えられるその他の者

規則 134. 武力紛争の影響を受けた女子の特別の保護、健康、支援の必要性は尊重されなければならない。[IAC/NIAC]

規則 135. 武力紛争の影響を受けた児童は特別な尊重及び保護を受ける権利を有する。

[IAC/NIAC]

規則 136. 児童は軍隊又は武装集団に徴募されてはならない。[IAC/NIAC]

規則 137. 児童の敵対行為への参加は許可されてはならない。[IAC/NIAC]

規則 138. 武力紛争の影響を受けた高齢者、身体障害者、虚弱者は、特別の尊重及び保護を受ける権利を有する。[IAC/NIAC]

履行確保

国際人道法の遵守

規則 139. 紛争の各当事者は、自らの軍隊及び、当該当事者の指示または命令に従い、或いは当該当事者の権力下において実際に行動を起こしているその他の者或いは集団により、国際人道法を尊重し、同法の尊重を確保しなければならない。[IAC/NIAC]

規則 140. 国際人道法を尊重し、その尊重を確保する義務は相互主義に基づくものではない。[IAC/NIAC]

規則 141. 国家は必要な場合、軍隊の適当な地位の指揮官に国際人道法の適用を助言する法律顧問を利用することができるようにする義務がある。[IAC/NIAC]

規則 142. 国家及び紛争当事者は、自らの軍隊に国際人道法に関する指示を提供しなければならない。[IAC/NIAC]

規則 143. 国家は、文民たる国民に国際人道法の教育を奨励しなければならない。[IAC/NIAC]

国際人道法の施行

規則 144. 国家は武力紛争の当事者による国際人道法違反を奨励してはならない。国家は、可能な最大限の範囲で、国際人道法違反を止めるための影響力を発揮しなければならない。[IAC/NIAC]

規則 145. 国際法で禁止されていない場合、戦闘相手への復仇には厳格な条件が課せられる。[IAC]

規則 146. ジュネーブ条約で保護される者に対する復仇は禁止する。[IAC]

規則 147. ジュネーブ条約及び文化財保護に関するハーグ条約で保護される物への復仇は禁止する。[IAC]

規則 148. 非国際的武力紛争の当事者は、復仇を行う権利を有していない。敵対行為に直接参加しない、あるいはもはや直接参加していない者に対するその他の措置は禁止される。[NIAC]

責任及び補償

規則 149. 国家は国家に起因する次の各号の国際人道法違反に対して責任を有する。

- (a) 軍隊を含む政府機関による違反。
- (b) 政府当局の要素を行使する権限を与えられた者または実体による違反。
- (c) 当該当事者の指示または命令に従い、或いは当該当事者の権力下において実際に行動を起こしている他の者或いは集団による違反。
- (d) 自己の行動であると認識し承認する民間人または民間集団による違反。

[IAC/NIAC]

規則 150. 国際人道法違反に責任を有する国家は、かかる違反により生じた損失または傷害の補償を全額行うことが求められる。[IAC/NIAC]

個人の責任

規則 151. 個人には自らが犯した戦争犯罪の刑事責任が科せられる。[IAC/NIAC]

規則 152. 指揮官及びその他の上官には、自らの命令に従って犯された戦争犯罪の刑事責任が科せられる。[IAC/NIAC]

規則 153. 指揮官及びその他の上官には、部下が戦争犯罪を行いかねない或いは行っていたことを知っていた或いは知るための理由を有していたにもかかわらず、権力を行使してかかる犯罪を防止するためのすべての必要かつ合理的な措置を講じなかった場合、または、かかる犯罪が既に行われていたが責任を有する者に処罰を与えていない場合、戦争犯罪の刑事責任が科せられる。[IAC/NIAC]

規則 154. すべての戦闘員は明らかに違法である命令に従わない義務を有する。[IAC/NIAC]

規則 155. 命令された行動が違法であることを部下が知っていた場合、或いは、命令された行動の明白な違法性により違法であることを部下が知っているはずであった場合、上司の命令に従ったことで部下の刑事責任が免除されることはない。[IAC/NIAC]

戦争犯罪

規則 156. 国際人道法の重大な違反は戦争犯罪を構成する。[IAC/NIAC]

規則 157. 国家は戦争犯罪に関し、国内の裁判所に普遍的管轄権を付与する権利を有する。[IAC/NIAC]

規則 158. 国家は自国民または自国の軍隊が行ったとされる、又は、自国の領土で行われたとされる戦争犯罪の捜査を行い、必要な場合は、容疑者を訴追しなければならない。

また、国家は、自国が司法管轄権を有する戦争犯罪についても捜査を行い、必要な場合は、容疑者を訴追しなければならない。[IAC/NIAC]

規則 159. 権力を有する当局は敵対行為の終結時に、戦争犯罪の容疑者又は戦争犯罪で起訴された或いは宣告を受けた者を除き、非国際的武力紛争に参加した者又は武力紛争に関連して自由を奪われた者に最大限の恩赦を与える努力を行わなければならない。
[NIAC]

規則 160. 時効を戦争犯罪に適用することはできない。[IAC/NIAC]

規則 161. 国家は、可能なかぎり、戦争犯罪の捜査及び容疑者の訴追を容易にするための相互協力を行うための最大限の努力を払わなければならない。[IAC/NIAC]

慣習法

慣習国際人道法に関する研究：

武力紛争における法の支配の理解及び尊重に対する貢献

原文

Jean-Marie Henckaerts, “Study of customary international humanitarian law: A contribution to the understanding and respect for the rule of law in armed conflict”, *International Review of the Red Cross*, Volume 87 Number 857, March 2005, pp.175-212.

翻訳

赤十字国際委員会（ICRC）クアラルンプール地域代表部

Unit 50-11-1, Level 11, Wisma UOA Damansara

No. 50, Jalan Dungun, Damansara Heights

50490 Kuala Lumpur, Malaysia

Tel: +60(3) 2084 1800

Fax: +60(3) 2084 1999

e-mail: kuala_lumpur.kua@icrc.org

www.icrc.org

翻訳協力

片岡昌子

ICRC クアラルンプール地域代表部インターン

2005年3月第87卷857号

INTERNATIONAL
REVIEW
of the Red Cross



ICRC

www.icrc.org/eng/review

2007.05 300